



令和8年8月6日

山形県自動車適正管理推進協議会
公益社団法人山形県トラック協会 会長 殿

山形県自動車適正管理推進協議会
代表団体 一般社団法人山形県自動車整備振興会
会長 小関 眞一（公印省略）

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、協議会の運営や活動等について、格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、山形運輸支局長より標記運動の実施について、別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本運動の趣旨を踏まえて、各団体に係る下記の実施事項について、積極的に推進して頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 総合的な広報・啓発活動の実施

（1）本省で作成するポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口等へ備え置き、又は配布下さい。

（2）各団体で実施している会議の機会や会報、機関紙及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知下さい。

山 運 整 第 1 5 3 号
令 和 8 年 8 月 4 日

山形県自動車適正管理推進協議会

代表 一般社団法人山形県自動車整備振興会会長 殿

国土交通省東北運輸局
山形運輸支局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

平素より、国土交通行政に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の「令和8年度『自動車点検整備推進運動』実施要領」及び「令和8年度『自動車点検整備推進運動』の実施細目」により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

東北運輸局においては、9月、10月を本運動の強化期間に定めましたので、貴協議会におかれましても、本運動の趣旨にご賛同のうえ、その支援及び広報活動についてご協力いただきますようお願いいたします。

令和8年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和8年4月
国土交通省物流・自動車局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和7年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、しかしそれが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が近年多発するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、全国的に展開することとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体（別紙1）で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下、協議会）及び自動車関係15団体（別紙2）で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」（以下、連絡会）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、特に令和8年9月1日（火）から9月30日（水）までの1ヶ月間を全国統一強化月間、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮された、令和8年10月1日（木）から10月31日（土）までの1ヶ月間を地方独自強化月間とし、各取り組みを強力に推進する。

第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月に追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確

実な実施についての周知・啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

運輸局又は運輸支局は、上記1.に加え、地域の実情に応じた地方独自の取組内容を設定するよう努める。

第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、使用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

なお、イベント等において登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

- (1) イベント等の開催
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (3) 講習や無料点検等の実施
- (4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発
- (5) 出前講座等の実施

2. 使用者に対する調査・指導等

- (1) 街頭検査等での啓発・指導
- (2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等
- (3) 公用車の定期点検整備実施の徹底

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

第6 実施運営

1. 本省は、運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 運輸局又は運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。併せ

て、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートを実施する。

2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。

① 本運動の関心度について、アンケート調査、ウェブサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により効果を測定する。

② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により効果を測定する。

③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。

3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等について、過去に収集されたものも含めて適宜検討する。

第8 報告

1. 運輸局は、地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、令和8年6月末までに国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。

2. 運輸局並びに協議会及び連絡会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに、国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。

自動車点検整備推進協議会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（事務局）
2. 一般社団法人 日本自動車工業会
3. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
4. 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
5. 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
6. 日本自動車輸入組合
7. 一般社団法人 日本自動車連盟
8. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
9. 公益社団法人 日本バス協会
10. 公益社団法人 全日本トラック協会
11. 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
12. 一般社団法人 全国レンタカー協会
13. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
14. 全国石油商業組合連合会
15. 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
16. 公益財団法人 日本自動車教育振興財団
17. 一般社団法人 日本損害保険協会
18. 全国共済農業協同組合連合会
19. 全国労働者共済生活協同組合連合会
20. 一般社団法人 日本自動車部品工業会
21. 全日本自動車部品卸商協同組合
22. 全国自動車電装品整備商工組合連合会
23. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
24. 一般社団法人 電池工業会
25. 全国ディーゼルポンプ振興会連合会
26. 日本自動車車体整備協同組合連合会
27. 全国タイヤ商工協同組合連合会
28. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
29. 全国自動車部品販売店連合会
30. 一般社団法人 日本自動車部品協会
31. 全国オートバイ協同組合連合会

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車工業会
(いすゞ自動車(株)、UD トラックス(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス(株))
2. 公益社団法人 全日本トラック協会
3. 公益社団法人 日本バス協会
4. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
5. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
6. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
7. 全国タイヤ商工協同組合連合会
8. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
9. 全国石油商業組合連合会
10. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
11. 日本自動車輸入組合
12. 一般社団法人 日本自動車機械工具協会
13. 一般社団法人 日本自動車機械器具工業会
14. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
15. 日本自動車車体整備協同組合連合会

令和8年度「自動車点検整備推進運動」実施細目

令和8年4月
国土交通省物流・自動車局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

※広報活動の際は、可能な限り、「自動車点検整備推進運動」という名称、並びに国土交通省及び協議会で作成するキャッチコピー・ロゴを使用すること。

(1) イベント等の実施

国土交通省（本省、運輸局¹及び運輸支局²を含む。以下同じ。）は、

○協議会³構成団体⁴が開催するイベント（登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。以下同じ。）が円滑に実施されるようバックアップする。

運輸局及び運輸支局は、

○協議会構成団体の協力を得ながら、イベント来場者等を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（別添2に従って実施）を行う。

協議会は、

○「自動車点検整備推進運動全国統一強化月間」の開始を告知するための報道発表とともに、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなキックオフイベント等の開催に努める。イベントを開催する場合には、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込める日時、場所、媒体等を考慮し、終始興味をもってもらえるよう催し内容を工夫するとともに、現役の自動車整備士（例：技能競技大会（日本自動車整備振興会連合会主催）の優勝チーム等）から点検・整備のPRが行われることが望ましい。また、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加し、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

○幅広く点検・整備に対する意識調査のため、インターネットのアンケート・サイトを活用したアンケート調査を実施する。

¹ 沖縄総合事務局を含む

² 神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む

³ 自動車点検整備推進協議会

⁴ 各団体の地方組織を含む

協議会構成団体は、

○地域の実情等を踏まえ、次の内容を参考にしつつ、より多くの使用者に点検・整備の必要性や重要性が伝わる地域イベントの開催に努める。

- ・日常点検を実施しない使用者に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカー点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、誰もが容易に実施できる内容であることをPRする。
- ・定期点検を実施しない使用者に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを見せながら、定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検と定期点検整備の違いや車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。その際、別添3の資料も参考とする。

自販連等自動車販売に関わる団体は、

○自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等の実施に努め、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。このとき、大型車の使用者にも啓発するように努める。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

国土交通省、協議会構成団体、機構⁵、軽検協⁶及びナスバ⁷は、

○本省で作成するポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口等へ備え置き、又は配布する。家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。

国土交通省は、

○次のツールを活用した広報・啓発を、それぞれ[]内の団体の協力を得ながら積極的に実施する。

- ・マスメディア等（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む。特に、10代から30代の若者世代に焦点）[協議会及び連絡会⁸構成団体]
- ・政府広報
- ・啓発ワッペン及びのぼり[機構、軽検協、日整連]
- ・公共施設、競技場等の掲示板
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示[バス協]

○協議会及び連絡会構成団体による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。

⁵ 独立行政法人自動車技術総合機構

⁶ 軽自動車検査協会

⁷ 独立行政法人自動車事故対策機構

⁸ 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

国土交通省、協議会及び連絡会構成団体は、

- 庁舎の館内放送、イントラネット等によって、団体や所属職員等（可能であれば訪問者も含む）が所有する自動車の確実な点検・整備の実施を呼びかける。

本省は、

- 各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、利用者の目につきやすい場所へのポスターの掲示やデジタルサイネージの使用、チラシの配布について協力を要請する。

運輸局及び運輸支局は、

- 各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。
- 令和3年10月に追加した点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを申請窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。

協議会構成団体は、

- 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びウェブサイト等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。その際、協議会で設置したウェブサイトも積極的に広報する。

連絡会構成団体は、

- 国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置き、又は配布する。

機構及び軽検協は、

- 継続検査の際に定期点検整備未実施だった使用者に対し、運輸支局と連携して、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

日整連は、

- 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画を活用し、使用者への啓発に努める。
- 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

(3) 講習や無料点検等の実施

運輸局、運輸支局、協議会及び連絡会構成団体は、互いに協力しながら、

- 講習・出前講座を実施する。
- 点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施する。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

運輸局及び運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の協力を得ながら、

- 整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故や車両火災事故等を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別添3の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用し、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。
- 自家用自動車の整備管理者に対し、全自協及び全レ協等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。
- 運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「事業用自動車総合安全プラン 2025」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」」（以下、車輪脱落事故防止緊急対策）に基づく適切なタイヤ脱着作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示する。

連絡会構成団体は、

- 大型車の使用者からタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ脱着作業の依頼を受ける傘下事業者に対し、車両の引き渡し時等において、使用者に「50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めの実施が必ず必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの確実な実施について周知するよう努める。
- 傘下事業者に対し、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載するよう指導する。

(5) 出前講座等の実施

国土交通省は、

- 自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

運輸局及び運輸支局は、協議会構成団体の協力を得ながら、

- 自動車整備士養成施設等に赴き、別添3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

2. 使用者に対する調査・指導等

(1) 街頭検査等での啓発・指導

運輸局、運輸支局、機構及び軽検協は、

- 協議会及び連絡会構成団体の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い、点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄（記入欄・余白を含む。）及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対して、定期点検整備の確実な実施を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となる可能性があるため、剥がすよう指示する。

運輸局及び運輸支局は、

- 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策2.（2）④に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。
- 協議会構成団体と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。
 - ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ、DPF等）の点検・整備を実施する。
 - ・特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

積雪地域を所管する運輸局及び運輸支局は、

- 冬用タイヤの交換時期をとらえて街頭検査を実施し、車輪脱落事故防止緊急対策に基づく適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動に努める。

(2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

本省及び軽検協は、

- 2回連続で前検査を受検した使用者に対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。

運輸支局は、

- 前検査でユーザー車検を受けようとする使用者に対し、検査受付時等に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う（別添4に従って実施。）。
- 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する車両の使

用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。

- 確実な定期点検整備の励行を促進するため、継続検査時の点検整備実施状況について、自動車検査証備考欄への記録や検査標章裏面への記載により、使用者へ周知する。

(3) 公用車の定期点検整備実施の徹底

本省は、

- 国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

運輸局又は運輸支局（自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を除く。）は、

- 協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を企画する。

本省は、

- 全国統一強化月間のほか、関東地方の地方独自強化月間においても各種取組を実施するとともに、協議会、連絡会、内閣府、警察庁、自動車技術総合機構本部及び軽自動車検査協会本部に関東地方の地方独自強化月間の時期について周知する。